

マイナンバーをご記入ください。

住所 土岐市〇〇町〇〇-〇〇
生年月日 大(昭)平・令34・1・15
職業
電話 54-〇〇〇〇
世帯主名 土岐 太郎
氏名 土岐 太郎 続柄 本人

1年間無職・無収入の方は、この枠内と左側の枠内の〇、裏面14のご記入のみです。

個人番号
0000 0000 0000
世帯番号

給与及び年金以外の市民税・県民税の納付方法を指定してください。

令和6年1月1日現在の住所をご記入ください。その後引越しをしていたら、引越し後の住所もご記入ください。

令和6年度より、特定配当等及び特定株式等譲渡所得は、所得税と異なる課税方式を選択できません。

給与から引取り(特別徴収)
自分で納付(普通徴収)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with 3 columns: 社会保険の種類, 支払った保険料, 控除額. Includes items like 国民健康保険, 介護保険料, 国民年金保険料, etc.

それぞれの保険料の支払金額をご記入ください。

Table with 3 columns: 収入金額等, 雑所得金額, 所得金額. Includes categories like 1 収入金額等, 2 不動産所得, etc.

各収入金額をご記入ください。給与・公的年金収入であれば、源泉徴収票の【支払金額】欄の金額です。複数ある場合はそれぞれ合算します。

所得金額調整控除の適用がある場合は、区分欄に1~3をご記入ください。※裏面参照

該当する場合は口にレ点でチェックしてください。

20 障害者控除
21 扶養控除
22 配偶者控除
23 ひとり親控除
24 寡婦控除
25 勤労学生控除

別居の扶養親族がいる場合は、裏面11にもご記入ください。

扶養親族のうち16歳未満の人(平成20年1月2日以後に生まれた人)をご記入ください。

Table with 3 columns: 所得金額, 雑所得金額, 所得金額. Includes categories like 2 不動産所得, 3 配当所得, etc.

収入金額から必要経費を引いた金額をご記入ください。(給与・年金収入は収入金額に応じて所得金額が決まっています。※裏面参照)源泉徴収票の給与所得控除後の金額-給与所得

控除額をご記入ください。

セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分欄に1をご記入ください。

26 雑損控除
27 医療費控除
28 雑損控除
29 医療費控除

Table with 3 columns: 譲渡, 短期, 長期, 種目, 収入金額, 必要経費, 所得金額.

6 寄附金に関する事項

それぞれの寄附金の支払金額をご記入ください。

Table with 3 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 専従者控除(給与)額.

事業収入の方で、専従者のある方は、この欄にご記入ください。

事業専従者
氏名
個人番号
続柄
生年月日
専従者控除(給与)額

13 社会保険料控除 控除額=支払保険料

14 小規模企業共済掛金控除 控除額=支払金額

16 地震保険料控除

Table with 3 columns: 地震, 支払保険料(D), 控除額. Includes categories like 地震, 旧長期, etc.

地震・旧長期の両方ある場合は限度額25,000円。旧長期：平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で満期返戻金がある長期損害保険契約

15 生命保険料控除

Table with 3 columns: 支払保険料(C), 控除額, 上限. Includes categories like 旧, 新, etc.

※支払保険料が一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料と複数ある場合は、それぞれを上記の算式で計算した額の合計額。(介護医療保険料は「新」の計算式で計算する。)

17 寡婦控除 18 ひとり親控除

Table with 3 columns: 控除区分, 要件, 控除額. Includes categories like 寡婦, ひとり親.

いずれの場合も、合計所得金額500万円以下の方が対象となります。

19 勤労学生控除 控除額=260,000円

20 障害者控除
(16歳未満の扶養親族にも適用されません。)
普通障害=1人260,000円
特別障害=1人300,000円
同居特別障害=1人530,000円

21 配偶者控除 22 配偶者特別控除 ※配偶者に給与以外の所得がある場合は、合計所得金額に加算してください。

Table with 10 columns: 配偶者の給与収入, 配偶者控除額(老人), 配偶者特別控除額. Includes various income brackets and corresponding deduction amounts.

23 扶養控除

一般=330,000円 老人=380,000円
特定=450,000円 同居老親等=450,000円
※事業専従者となっている方は扶養家族とすることができません。
※16歳未満(平成20年1月2日以後に生まれた人)の扶養親族の数は、市県民税の非課税範囲や、ひとり親控除の判定等に関係しますので、記入漏れのないようにご注意ください。

一般
年齢16歳以上19歳未満の人(平成17年1月2日以後平成20年1月1日以前に生まれた人)
年齢23歳以上70歳未満の人(昭和29年1月2日以後平成13年1月1日以前に生まれた人)
特定...年齢19歳以上23歳未満の人(平成13年1月2日以後平成17年1月1日以前に生まれた人)
老人...年齢70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)
同居老親等...老人扶養親族のうち、本人またはその配偶者の直系尊属で、同居の常況にある人

24 基礎控除

Table with 4 columns: 合計所得金額, 2,400万円以下, 2,450万円以下, 2,500万円以下, 2,500万円超. Includes 控除額 values.

26 雑損控除 ※AまたはBの金額の多い方が控除額です。

A (損失の金額-保険等により補てんされた額) - (総所得金額等×10%)
B (災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額) - 5万円

27 医療費控除

控除額=支払医療費-保険等により補てんされた金額-10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない金額(最高200万円)
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)
控除額=特定一般用医薬品等購入費の合計額-保険等により補てんされた金額-1万2千円(最高8万8千円)

事業専従者控除 ※AまたはBの金額のいずれか少ない方が控除額です。

A 配偶者である事業専従者 86万円 配偶者以外の事業専従者 50万円
B (事業所得の金額+事業としての不動産所得の金額+事業としての山林所得の金額) ÷ (事業専従者の数+1)

令和5年中無職無収入の方は上欄に○を付けてください。裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

